

省エネ・再生可能  
エネルギー設備等の  
導入に必要な資金を借りたい

# 政策推進資金 (CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進枠) 【責任共有制度対象】

## 趣旨・目的

中小企業者等が、省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備、蓄電池およびCO<sub>2</sub>排出量削減に取り組むために必要な設備の導入を図るための資金

## 対象となる方

県が行う「CO<sub>2</sub>ネットゼロ」ムーブメント」の取組に賛同する者で、次の省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備等を導入しようとする者

- ① 省エネルギー設備
  - ア 熱源設備・熱搬送設備（高効率ボイラー、ヒートポンプなど）
  - イ 空調設備・換気設備（高効率空調、外気冷房システムなど）
  - ウ 給排水設備・給湯設備・冷凍冷蔵設備（高効率給湯器など）
  - エ 発電専用設備・受変電設備・コージェネレーション設備  
（コージェネレーション設備、燃料電池など）
  - オ 照明設備（Hf型蛍光灯、LEDなど）
  - カ 昇降機設備（インバータ制御システムなど）
  - キ 建物（高断熱ガラス、建物の断熱強化など）
  - ク BEMS（ビルエネルギー管理システム）
- ② 再生可能エネルギー設備  
（例）太陽光発電設備、風力発電設備、小水力発電設備、地熱利用空調システム、太陽熱給湯設備、バイオマス発電設備など
- ③ 蓄電池
- ④ その他の設備（CO<sub>2</sub>排出量削減に係る事業計画を借入申込先へ提出すること。）

## 支援内容

### 融資条件

融資限度額（※1）	1,000万円（融資対象設備③については、8,000万円）
融資利率（※2）	年1.0%
融資期間（据置） （※3）	10年以内（2年以内）
信用保証料率 （※4）	融資対象設備①～③の場合 年0%～1.40%（一般保証より一律0.5%引き下げ） 融資対象設備④の場合 年0.37%～1.82%（一般保証より一律0.08%引き下げ）
担保・保証人	保証協会または金融機関の定めるところによる。
借入申込先	中小企業者：各商工会議所、商工会 協同組合等：中小企業団体中央会

（※1） 融資対象について、借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがされていないこと。

（※2） 4月1日現在の利率であり、今後金融情勢等により変更することがあります。

（※3） 融資期間は1年以上としてください。

（※4） 有担保の場合0.1%の割引があります。

### 問い合わせ先

滋賀県中小企業団体中央会 TEL：077-511-1430（138ページ No.34）  
商工会議所・商工会（138、139ページ No.50、52）